自己負担限度額・標準負担額(食費・居住費)一覧表

- マイナ保険証で受診する場合…医療機関受付時に情報提供に同意してください。
- 資格確認書で受診する場合…負担区分が併記された資格確認書を提示してください。(負担区分併記には別途申請が必要です。)
- 被保険者証で受診する場合…すでに減額認定証又は限度額適用認定証をお持ちの方は、必ず後期高齢者医療被保険者証に添えて 医療機関に提示してください。提示しないと、医療費等は減額されません。

問合せ

保険年金課 後期高齢者医療担当 TEL0944-41-2665

自己負担限度額

医療費の自己負担限度額と入院時の標準負担額(食費・居住費)は、下記のとおりです。

<u>自己共産権及</u> の自己共産権及領土人が同じの法律共産的(及員・自任員)は、「記じしのりです。											
				医療費の自己負担限度額		標準負担額 【食費 (1 食あたり)、居住費 (光熱水費) (1 日当たり)】					
負担区分 世帯全員で判断			区分	個人単位(外来)	<u>世帯単位</u> (*1) (入院+外来)	一般病床		療養病床 (*5)			
			で判断					入院医療の必要性が高い方			
						食費		食費	居住費 (光熱水費)	食費	居住費 (光熱水費)
3割	現役	Ⅲ 課税所 の被保	í得 690 万円以上 険者がいる世帯	252,600 円十(総医療費-842,000 円)×1% (多数回 140,100 円 *2)							
	\mathcal{A}	Ⅱ 課税所 の被保	í得 380 万円以上 険者がいる世帯	167,400 円十(総医療費-558,000 円)×1% (多数回 93,000 円 *2)		510円 (*6)		510円 (*6) (*7)		510円 (*7)	
	得者	I 課税所 の被保	行 145 万円以上 険者がいる世帯	80,100 円十(総医療費-267,000 円)×1% (多数回 44,400 円 *2)							
2 割		県民税課税	党世帯(一般Ⅱ)	18,000円 (年間限度額144,000円)*3	57,600円 (多数回44,400円*2)				370円 (指定難病患 者を除く)		370円
1 割	市	県民税課税	说世帯(一般 I)	一般Iの方には負担を抑える経過 措置あり *4							
		県民税 課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90 日までの入院	240円	240円		240円	
						認定期間中に 90 日 を超える入院 ★	190円	190円			
			区分 I		15,000円	110円	110円			140円	

- *1…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者のみの合算です。
- *2…過去12か月以内に4回以上支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- *3…毎年8月~翌年7月迄の1年間の診療分が対象期間になります。
- *4…1か月の外来療養の自己負担額が合計 6,000 円を超えた場合は負担割合の引き上げに伴う増加 額を 3,000 円までに抑えます。該当された場合は、高額療養費として後日振り込みます。 経過措置の対象期間は令和4年10月から令和7年9月までの診療分です。
- *5…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療機関の病床です。
- *6…指定難病患者の方は300円です。また、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病 床に入院していて、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は当分の間260円です。 (今後、変更となる場合があります。)
- *7…一部医療機関では、470円の場合があります。

★区分Ⅱの方で90日を超える入院の場合

区分Ⅱの期間で、過去1年以内の入院日数が90日を超えた場合、申請をする と長期入院の減額認定証を発行します。食事代は、1 食につき 190 円に減額に なります。なお療養病床は190円にならない場合もあります。

- ●後期高齢者医療被保険者証
- ●限度額適用・標準負担額減額認定証
- ●預金通帳

●領収書等の入院期間(90日以上)が確認できるもの

【注意】食事代がさらに減額されるのは、申請月の翌月からとなります。 申請月の食事代については、申請により差額を請求することができます。